令和3年8月11日 東 温 市

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号) 第12の規定により、令和2年度の実施状況を下記のとおり公表する。

記

1 集落協定の概要

(1) 協定締結数

(単位:協定・%)

	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
協定数	34	0	34
協定数割合	100.0	0.0	100.0

(2) 協定参加者数

(単位:人・%)

	(-	平匹・/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
参加者数	683	0	683
参加者数割合	100.0	0.0	100.0

2 協定農用地の基準別の面積及び交付額

(1) 協定農用地の基準別の面積

(単位:ha)

(1) 伽龙展用地*/塞牛奶*/面積					(平匹、IIa)
	_		体制整備単価集落	基礎単価集落	計
	急便	頂斜	389. 2	0.0	389. 2
田	緩低	頁斜	15.5	0.0	15. 5
		計	404.7	0.0	404.7
	急傾斜		13. 2	0.0	13. 2
畑	緩低	頁斜	32.9	0.0	32.9
		計	46. 1	0.0	46. 1
	急係	頂斜	402.4	0.0	402.4
合計	緩低	頁斜	48.4	0.0	48. 4
		計	450.8	0.0	450.8

(2) 交付金額

(単位・協定・千円)

(十四:版				
	体制整備単価集落	基礎単価集落	計	
協定数	34	0	34	
交付額	89, 184	0	89, 184	

(参考) 1 協定あたり平均面積・交付額

(単位: ha・千円)

		(手世	L. 11a 1)
	体制整備単価集落	基礎単価集落	計
平均面積	13. 3	0.0	13. 3
平均交付額	2, 623	0	2, 623

3 各集落への交付額

(1)対象農地面積及び交付額

_(1) 対象農地面積 <i>/</i>	<u> とび交付額</u>			(単位	:: m²、千円)
集落協定名	面積	交付額	集落協定名	面積	交付額
1 上林	1, 350, 199	27, 403	18 井内上成	46, 699	930
2 下林上	501, 877	8, 563	19 問屋坂の上	25, 730	387
3 下林下	77, 232	1, 598	20 除ケ	26, 174	458
4 則之内	276, 093	5, 643	21 荒木谷・麓	40, 865	981
5 和田丸	150, 224	3, 047	22 問屋黒岩	40, 222	622
6 板屋ノ子	51, 706	863	23 日浦堂坂井手	68, 111	1, 191
7 井内下大根木	31, 591	372	24 日浦下日浦	17, 663	312
8 井内中	141, 432	2, 737	25 日浦中組	41,837	458
9 井内上大平	113, 644	1, 582	26 上徳吉	21, 474	451
10 鳥の子	82, 620	1,822	27 保免	52, 390	958
11 前松瀬川	304, 396	6, 392	28 井内西中野	64, 218	1, 246
12 奥松瀬川	259, 894	7, 537	29 井内西黒岩	67, 826	998
13 宝泉	87, 737	1,819	30 井内上恵良	46, 295	665
14 狩場宝蔵寺	62, 698	1, 258	31 土谷	97, 116	2,006
15 音田	100, 586	2, 175	32 旦之上	84, 959	1, 709
16 井内下七界	21, 716	367	33 狩場	72, 241	1, 243
17 奥上惣田谷	47, 226	739	34 樋口西山田	32, 819	652
 (2) 加算措置	(単位:協定)			

_(2)加算措置	(単位:協定)
棚田地域振興活動加算	1
超急傾斜農地保全管理加算	2
集落協定広域化加算	1
生産性向上加質	1

4 農業生産活動等の実施状況

(1) 耕作放棄の防止等の活動

項目	実施 集落 数	実施率 (%)
耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。	15	44. 1
既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用 又は林地化を行う。	0	0.0
既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。	0	0.0
農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な 点検を行う。	15	44. 1
協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	20	58.8
限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。	0	0.0
作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	1	2. 9
協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、 これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業 法人、農業共同組合、生産組織等)を確保する。	0	0.0

集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	0	0.0
その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)	0	0.0

(2) 水路、農道の管理活動

項 目	実施 集落 数	実施率 (%)
水路清掃、水路草刈り	34	100.0
農道草刈り	34	100. 0

(3) 多面的機能を増進する活動

(3/ 多曲的機能を増進りる佔割		
項目	実施 集落 数	実施率 (%)
農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。	24	70.6
土壌流亡に配慮した営農を行う (等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。	0	0.0
棚田オーナー制度の実施、市民農園 ・ 体験農園の開設 ・ 運営を行う。	0	0.0
体験民宿を実施する (グリーン・ツーリズム)。	0	0.0
景観作物を作付ける。	13	38. 2
魚類 ・ 昆虫類の保護を行う (ビオトープの確保)。	0	0.0
冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。	0	0.0
粗放的畜産を行う。	0	0.0
堆きゅう肥の施肥、拮杭植物の利用、アイガモ ・ 鯉の利用、輪作 の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	1	2. 9
その他	0	0.0

5 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(1)農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

	項 目	実施 集落 数	実施率 (%)
集落戦	集落において作成中	34	100.0
略 の 作	集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	0	0.0
成状況	要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	0	0.0